

豊島区商工連合会

須藤 豊島 区長を
初代会長に発足

豊島區改公報

かねて豊島区商工名鑑発刊を機に区内商工業者の大同
國結により商工業の発展を計りたいとの要望があつた
ので、本年三月以来經濟課において諸々準備中のところ、各國体七八、会員二五〇〇名の参加を得るに至
つたので、去る十一日午前十時区役所において区議会
議長、豊島税務署長外來貿易多數参列の上会員約二〇〇
名参集、会則審議、役員選出等を決定、茲に力強く發
足した。会が終つて直ちにダイヤモンドホールにおいて、盛大に祝賀宴が開かれ田村区議会議長外の祝辭が
行はれ連合会の前途を祝して午後二時散会した。

△ 区長挨拶要旨

豊島区の商工業
の現況は、戦後僅か五年にして
池袋駅を中心と
し既に戦前を凌
駕する発展を遂
げるに至つた。
今後経営面の苦
難を豫想される
中小商業界にあつて商工業者
誕生したこと
本区発展の一大
推進母体として
大いに産業振興
に寄與したい。



住宅金融公庫

その後の取扱について

昭和25年11月1日
第12号所
発行池袋642番地
豊島區役所
編集振鶴自松
電話大塚(86)1101~5
印刷新日本印刷KK

改題について
かねてから皆様に親
しまれていた「豊島
區政ニュース」を本
号から「豊島區政公
報」と改題いたしま
す。

1950年国勢調査に際して

ことになつております。
(豊島區臨時国勢調査部)

第四回定例區議会開かる

九月十二日午後八時
三十五分田村議長開
会を宣し開会された

先づ須藤區長より招集の挨拶
があり議事に入る。

東京都豊島区特別区税条例
制定の件は元介税務委員長
より委員会にて一部修正を
し可決した審査報告があり
質疑に入り、区民税の減免
についての意見と督促状の
指定期限後四十日を六十日
に延ばす修正意見が出たが
次に特別区税務組合規約
制定の件は、植木總務委員
長より委員会の審査報告が
あり原案通り可決確定さ
れ、九時二十分閉会した。

總務委員会
自治振興委員会
財務委員会
税務委員会
教育委員会
文化委員会
土木委員会
建築委員会
保健衛生委員会
經濟委員会
社会事業委員会
幹事長會
委員長會

議員長報告通り可決確定。
次に特別区税務組合規約
制定の件は、植木總務委員
長より委員会の審査報告が
あり原案通り可決確定さ
れ、九時二十分閉会した。

区議会其他に於ける
【各種会合は二百九十一回】

本年一月一日より十月十八日

社会事業委員長會
自治振興委員長會
財務委員長會
教育委員長會
議長會
土木建築委員長會

一一一〇〇 一二一 一二二 一二三 一二四 一二五 一二六 一二七 一二八 一二九 一二九

一九五〇年世界センナスの一
環として行われた、昭和二十
五年度国勢調査は、調査員各
位の冠絶した努力と、区民の皆様の
積極的な御協力と相俟つて滞りなく
調査を終了し、現在区に於て取まと
め審査を行つておられますので、近く都
へ送達される

更申上る迄もないところであ
りまして今回の調査は戦後最
初の本格的国勢調査で、これ
によつて我國の社会的実態が
把握され貴重な国政の基本資
料となるわけがありますが、深く御禮を申上げる次第であります。

改題について
かねてから皆様に親
しまれていた「豊島
區政ニュース」を本
号から「豊島區政公
報」と改題いたしま
す。

區條例の解説

(1)

皆さん! 一区が制定する「臨時条例」を御存知ですか。本欄はその主なる条例について、毎號掲載いたします。

國に法能及び政令、府令、在し生滅するものであつて、省令等があると同様に吾々が一般普通地方公共團體と別個住む東京都並びに特別区である吾が豊島区にも「立法権」があり、その規定するものは通常「条例」と称して居ります。一方、地方自治本権の法と、確立するためには、どうして

「道管一體化」の形で、地方公共團體の運営が統一化され、その権限は中央に集中する。この地方自治体が立法権を有すると云うことは、憲法に規定する国会が國の唯一の立法機關であるという原則に對する例外をなすものである。と同様に、「区條例」は國法と違ひ、地方自治運営の法と云われるものであります。

これは吾々地方公共團體の住民、滞在者、財産所有者等の権利義務を規定するものであります。これが現在「條例」と云う名前をもつてゐる地方自治体の法規なのであります。この條例は、それらの地方自治体の持つ行政組織及び機構並びに系体によつて種々異なるものであり、又それぞれに規律せねばならないのであるが、吾が豊島区にあつて

の権利義務を規定するので、今日制定せられている各種条例の中では皆さんにも最も密接な且つ重要であるものを數種おいては実質的な意義における法律に外ならない性質を持つものなります。「條例」というこの規律は地方公共團体の区域内において適用されるのであつて、常にその効力には地域的な限界が存して居るのであります。地方公共團体は法律上は憲法によつて法人格を與へられて居り、従つてその存在人格は元來國法に由來すべきものであるけれども、本來國とは別個に存する法律に外ならない性質を持つものなります。

○ 東京都豊島區
公 告 式 條 例

昭和二十五年八月二十二日
豊島區條例第四號

この公告式といふことは、條例の効力発生に関する規定を云ふものであつて、区が定めたる條例及び規則は、自治行政に関する一般的規定であるが、之についてもこれを告示して

公告式條例

示して行うものと定められて
居ります。固に官報があると
同様吾々地方自治体もそれぞ
れの公報を持つことによつて
地方自治行政の公的発表を行
い、廣く一般に周知せらるべ
きものなのあります。

示して行なわれる定められて
居ります。國に官邦があると
同様昔々地方自治体もそれぞ
れの公報を持つことによつて
地方自治行政の公的雑表を行
ふべく一般に制限せらるべ

の負担軽減に努めています。

請負人 株式会社 田和
豐島区立雑司谷中學校新築工事上棟式は十月七日舉行
十三教室 延四一三

組上工
に限る。
宛名は東京都公園觀光課、又
は日比谷公園二號地東京タイ
ムズ社。

格となつて、いますが、これは
小妾がアメリカから好意的に
寄贈されているからです。
完全給食になつてから経費
が高くなるので各學校ともに
努めて低廉なる價格でこの日
の二添の膳を二才ども（大手

豐島區立朝日小學校
增築工事起工式

組
新東京区域毎区域は二十三区、三多摩三市、三笠
府管下、締切期日
は十一月三十日、昭和二十六年一月五日決定案
表する。はがきで一人、三箇所
新（但）同一のものは不可。

グラム程度以上を出すことがあります。一週五日間実施で、その内最小限三日間はパン食となつて、います。ベンは一個學校渡備學校建設起工式を十月七

日整
觀光地
高點順位
景勝地、森林、
河川、山岳、動
植物、島嶼、湖
物、神社、行
繁華街等

◆完全給食実施について

生面に特に注意し、この給による其中毒等の発生しない様態にいましめつゝ実施しております。

パンは現在区内に八工場指定されて、各學校に持込給していますが、之等指定場に對しても、資材の面、生の面等に厳重な監督を行遺憾のないようにしていま

東京都の新しい発展を目指して、観光客の誘致に資すると共に、都民クリエーションの一助とするため、東京タイムズが主催し東京都が後援して新東京名所を百選することとなつた。

◆完全給食 實施につ

◇：來年四月小學校に入學する御子さん（昭和十九年四月二日から昭和二十年四月一日までに生れた方）をお持ちの保護者の方は十一月中に就學の申告をしなければなりません。申告用紙（就學調査書）は各出張所に備えていますから、御説明ありますか？

く早く御提出下さい。
◆：就學兒童は現住所が本籍であるか、又は寄留届出をしてあることが必須要件になつていますから寄留届を書いていない方は、至急届出を済ませて申告して下さい。病氣その他の都合で入学出来ないと思はれる方で

◇…この様な場合は、就試
猶豫又は免除の手續が必要
になりますから、就學の通
知を受けてから醫師の診断
書一通と認印を御持ちにな
つて、区役所教育課に御出
で下さい。

◇…尙その他不明のところ
がありましら最寄の出張
所又は区役所教育課へ…

◇
被保護者について
◇

今回来る十月二十二日より約一ヶ月に亘り、生活保護法による被保護世帯の生活の実状を正確に掴み、保護が其の世帯の必要に應じて正しく行われているかどうかを調べ、近く改正されたこの法律の施行に伴う教育並びに住宅扶助の生活扶助よりの分離措置を執るための調査が実施される。これは厚生省が全国一齊に行なるもので、昭和二十五年九月十五日現在に於て生活、住宅教育、醫療、生業(技能修得)各扶助の一様以上を受けている当区の被保護者二千五百世帯についてであり民生課、館所員が民生委員の協力を求める位は御協力願いたい。

この調査の結果に基いて、必

要を超えた保護が行わないと認められた場合又は保護に缺

けるところがあると認めた場

合には、保護の要否、種類、程

度、方法等について検討を

加えた上保護の變更、停止、

廃止等の措置をとると云う重

要な調査である。本区に於

ては実態を調査した被保護者

査表から集計表を作成し、十

二月中に厚生省に提出するこ

とにになっている。

皆さん健康診断を受けてい

らつしやいますか? 今回本区

では労働基準法の規定によつて

十月十日から十

六日までの間に

区役所に勤務す

る全職員に對し

定期健康診断

を又三十才未満

の男女職員に對

しては疫防接種

法の規定によつて

結核の豫防接種

七、標語、ポスター等の募集

五、資料の作成

六、定期健康診断の實施。

四、法令に規定する事項の点

検査備

三、労働衛生週間の意義徹底

り、募金が健全に行はれる爲

に特に制定された条例で、本

年六月一日から施行されて

る。

